

## オープンイノベーション促進のためのモデル契約書 (AI 編)のポイント

梅田総合法律事務所 弁護士 伴城 宏  
弁護士 西口健太

### ▶ POINT

- ① 本年 3 月、特許庁と経産省により、スタートアップと事業会社のオープンイノベーションの促進のためのモデル契約書 AI 編が公開されました。
- ② AI 関連の技術の急速な発展により、あらゆる企業が事業活動において AI と関わる可能性があります。
- ③ 契約条項の検討にあたっては、AI の特性を理解し、適切な定めを置く必要があります。

### 1 はじめに

近時、工場における不良品の検知、保険会社における保険金の不正請求の発見、EC(通販)サイトにおける消費者の嗜好に基づくレコメンド、実店舗での消費者の行動予測、パッケージ開発など、あらゆる場面で AI が利用されるようになりました。そのため、AI 技術の開発を行う企業でなくとも、その事業活動において何らかの形で AI 技術を利用する機会が一気に増加することが予想され、それに伴って AI に関連する契約の重要性も増しています。

しかしながら、AI の特殊性もあり、AI に関連する契約においては通常の契約とは異なる考慮要素も多く存在します。

本稿では、本年 3 月に特許庁及び経産省により公開された「研究開発型スタートアップと事業

会社のオープンイノベーション促進のためのモデル契約書<sup>1</sup>(以下、「モデル契約書」)の「AI 編」を題材に、AI に関連する契約の重要なポイントについて解説します。

## 2 モデル契約書(AI 編)について

### (1) モデル契約書(AI 編)の概要

近年、人工知能(AI)などテクノロジーの急速な進展とともに、大企業による自前の研究開発の限界が認識され、スタートアップ企業を含む外部の企業、大学、研究機関等と連携した事業開発(いわゆるオープンイノベーション)が大変注目されています。ところが、日本企業は従来このようなオープンな外部との連携には慣れていなかったため、契約交渉などが難航する事例も多くありました。

このような状況を受けて、特許庁と経産省は、昨年6月、新素材開発のスタートアップ企業と自動車部品メーカーが連携を模索するというストーリーに沿ったモデル契約書を公開し、次いで、本年3月には、本稿の検討の対象であるAI編も公開されました。AI編では、動画・静止画から人体の姿勢を推定する高度なAI技術を有するスタートアップ企業と、介護施設向けリハビリ機器の製造販売メーカー(以下、「リハビリ機器メーカー」)が、同AI技術を介護施設における被介護者の見守り用のカメラシステムと連携できるようにすることで、被介護者の転倒・徘徊等の防止に活用するという協業を模索するというストーリーに沿って、契約書のモデル(ひな形やその解説)が示されています。

このモデル契約書は、秘密保持契約書、PoC契約書、共同研究開発契約書、ライセンス契約書からなります。これは、秘密保持契約を交わして情報交換をし、次いでPoC<sup>2</sup>を行い、その結果に応じて共同で研究開発を行い、成果物についてライセンスを行う、というスタートアップ企業と事業会社の連携におけるスタンダードな流れに沿っています。

### (2) 契約ガイドラインとの違いについて

なお、経産省からは、モデル契約書とは別に、AI・データの利用に関する契約ガイドライン<sup>3</sup>(以下、「契約ガイドライン」)が出されており、当事務所のニューズレターの前号(第55号「データの利用を伴う契約の注意点」<sup>4</sup>)でご紹介しました。モデル契約書(AI編)と契約ガイドラインの違いですが、契約ガイドラインはAI及びデータに関する契約一般について記載しているのに対し、モデル契約書(AI編)は、AI技術を有するスタートアップ企業と事業会社の連携という局面を想定して作成されています。また、契約ガイドラインは2018年6月に初版(2019年12月に1.1版)が策定されましたが、モデル契約書(AI編)は本年3月に公開されており、この間の契約実務の進展を反映している部分もあります。

<sup>1</sup> <https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/index.html> (特許庁ホームページ)

<sup>2</sup> Proof of Concept。スタートアップ企業の技術について検証や実証実験を行う過程のことを指し、スタートアップ企業と事業会社の競業においては一般的なものです。

<sup>3</sup> <https://www.meti.go.jp/press/2019/12/20191209001/20191209001.html> (経産省ホームページ)

<sup>4</sup> <http://www.umedasogo-law.jp/wordpress/wp-content/uploads/2021/06/newsletter55.pdf> (梅田総合法律事務所ホームページ)

### 3 データの活用と保護

(1) AI におけるデータの活用の必要性和、その保護の必要性

AI に関連する契約書を作成するにあたっては、AI を活用したシステム等を開発するにあたって、どのようなことが行われるのかを理解しておく必要があります。そこで、AI 技術の実用化のフローを見てみましょう。

#### 【学習段階】

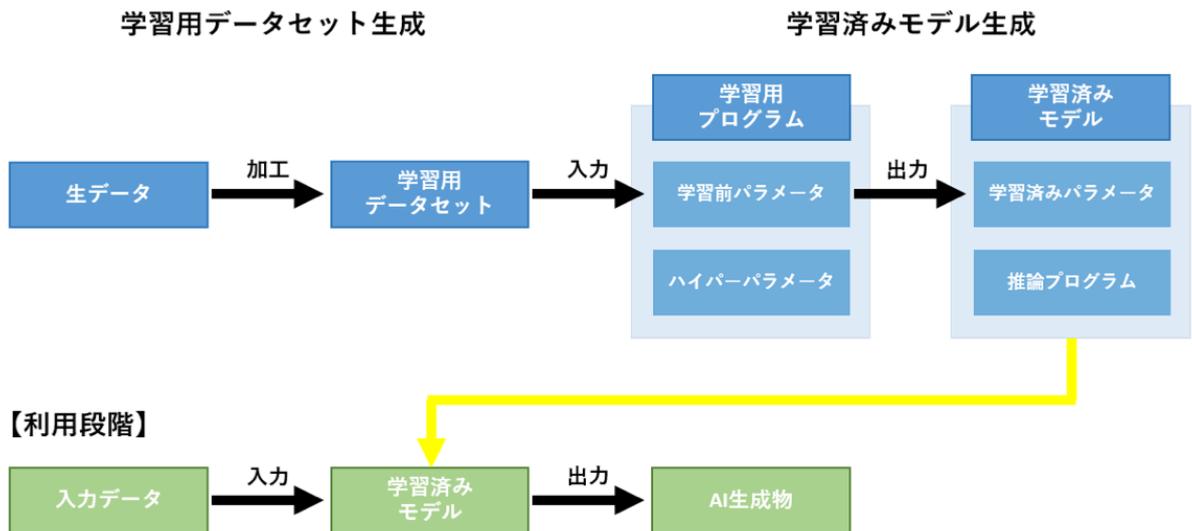


図 1：学習段階・利用段階の流れ

(出典：契約ガイドライン 12 頁)

モデル契約書 (AI 編) の共同開発の事例をもとに考えると、まず上図の「学習段階」では、リハビリ機器メーカーが、介護施設向け見守り用カメラの映像などの「生データ」を、AI 技術を有するスタートアップ企業に提供します。

この生データは、外れ値、欠損値を含むなどそのままでは AI の学習に適していないものが含まれていることが多いため、スタートアップ企業において、この外れ値、欠損値を除外、修正するなどの作業が必要になります。また、例えば、被介護者が転倒や徘徊をした画像にその旨のラベル情報を付す(「こんな動きをしたら転倒したということだよ」というのを AI に教えてあげるといったイメージです) など、あるデータの入力に対する正解を規定するというような作業も必要になることがあります。このようにして生データを加工・前処理して作られた AI の学習用のデータセットを「学習用データセット」といいます。この学習用データセットの質と量が、その後の AI の能力や精度を大きく左右します。AI を効率的に学習させるためにどのように学習用データセットを作るかというのは AI 技術を有するスタートアップ企業の腕の見せ所であり、ノウハウでもあります。

この学習用データセットを用いて、スタートアップ企業が保有する「学習用プログラム」に入力して AI に学習させることで、ソフトウェアとしての「学習済みモデル」ができることとなります。基本的に、有用な生データが多ければ多いほど、「学習済みモデル」の精度は上がります。

次に上図の「利用段階」では、スタートアップ企業とリハビリ機器メーカーが共同して、この「学習済みモデル」である AI と見守り用カメラが連携するシステムを作り、カメラで被介護者が転倒した画像が確認できた場合に、「転倒」として検知し、自動的に担当者に通知がされる、というような利用を行うことが考えられます。

## (2) データの活用と保護に関するモデル契約の条項

### ア データの活用と保護の重要性

このように、AI の活用には生データの質や量が重要であること、AI に効率的に学習させるためにも、生データの加工・前処理を行って学習用データセットを作ることが重要であることがお分かりいただけたかと思います。また、自社のデータを提供する側の企業としては、そのデータの取扱いについて強い関心があるものと思われます。

このことを前提に、モデル契約書(AI 編)のうちの「共同研究開発契約書」の内容を見ていきましょう。

### イ 生データの取扱い

提供された生データの取扱いに関しては、目的外利用と第三者への提供を禁止するのが原則であり、ニュースレター第 55 号でもご説明しましたので、今回は詳述しません。一点補足すると、スタートアップ企業側における生データの利用目的を、「本共同開発の遂行」だけでなく、「甲(※注:スタートアップ企業)が保有または開発する AI 技術の向上」を含むものとして、利用目的を拡張することが考えられる旨が、モデル契約書(AI 編)で指摘されています<sup>5</sup>。ここはスタートアップ企業とデータ提供側の企業の交渉次第ということになります。

### ウ 学習用データセットの取扱い

次に、学習用データセットの取扱いです。この部分は、AI 関係に不慣れな企業だと、そもそも提供したデータとは別に学習用データセットが作られるということに気付いていない例も多いため、注意が必要です。ニュースレター第 55 号でも「派生データの利用権限」として若干触れたところですが、本稿ではさらに深掘りして検討します。

まずはモデル契約書(AI 編)(共同研究開発契約)の条項例(※一部を抜粋)を見てみましょう(甲がスタートアップ企業、乙が介護施設向けリハビリ機器の製造販売メーカーを指します)。

#### (本学習用データセットの取扱い)

第 13 条 甲は、本共同開発の過程で甲が生成する本学習用データセットを、乙に対し開示等する義務を負わない。

2 甲は、本学習用データセットを、本共同開発の遂行の目的を超えて、使用、利用または第三者に開示等してはならない。

<sup>5</sup> モデル契約 (AI 編) 共同研究契約書 (逐条解説あり)・25 頁

([https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai\\_kyoudou\\_chikujouari.pdf](https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai_kyoudou_chikujouari.pdf))。

ここで、一つ目のポイントは、スタートアップ企業側が学習用データセットをデータ提供側の企業に開示する義務を負わないとしている点です。このような定めが基本とされているのは、上述のとおり、生データからの外れ値などの除外や、正解ラベルの付与などの加工や前処理はスタートアップ企業の重要なノウハウであり、秘密として保護される必要性が高いためです。

二つ目のポイントは、生データと同様に、学習用データセットの目的外利用や第三者への開示が禁止されていることです。これは、データ提供側として、生データをもとに作成された学習用データセットを第三者に開示されるのは、自社のデータの保護という観点から問題が大きいためです。生データを保護する必要があることには気付いても、学習用データセットを保護する必要があることに気付かない場合もありますので、ご注意ください。

なお、学習用データセットについても、生データと同様、交渉次第で、スタートアップ企業側の利用できる目的を拡張することがありえ、その場合は上記とは条項の表現が変わります。

## 4 学習済みモデルの活用

### (1) 著作権の帰属

AI 技術を有するスタートアップ企業とリハビリ機器メーカーとで共同して、首尾よく AI 技術と連携できる見守り用カメラのシステムを開発できたとします。そうすると、ここで生まれた、学習済みモデルや、同モデルを見守り用カメラと連携できるようにするシステムの著作権等が誰に帰属するかが問題となります。

ここは重要な論点ではありますが、紙幅の都合で詳しい説明は省きます。著作権等の帰属はそれぞれの共同開発における貢献度や提供されたデータの重要性などをふまえて協議されるべきですが、モデル契約書 (AI 編) では、学習済みモデルの著作権はスタートアップ企業側に帰属させ、その学習済みモデルをリハビリ機器メーカーに利用させるための条件をメーカーに有利に設定するという案が提示されています。他方、学習済みモデルを見守り用カメラと連携できるようにするシステムの著作権はメーカー側に帰属するとされています。

### (2) 学習済みモデルの利用条件

#### ア 利用条件の設定

仮に学習済みモデルの著作権をスタートアップ企業に帰属させるとして、では、その学習済みモデルをリハビリ機器メーカーに利用させる条件はどのように設定すべきでしょうか。

#### イ 独占利用か否か

まず、学習済みモデルをリハビリ機器メーカーに独占的に利用させるのか、他の企業にも利用させてよいのか、という問題があります。

この点、リハビリ機器メーカーとしては、自社のデータ等を提供して生成された学習済みモデルについて、他社には使わせたくないという意向があるかもしれません。もっとも、様々な企業のデータを用いて AI に追加学習をさせた方が、AI による被介護者の転倒や徘徊の検知

の精度はより高くなると考えられます。 そうであれば、リハビリ機器メーカーに独占的に学習済みモデルを提供するのではなく、他社にも提供して様々な企業のデータをもとに追加学習できるとする方が、スタートアップ企業にとってはもちろん、リハビリ機器メーカーにとっても望ましいということも考えられます。

このような考え方のもと、モデル契約書（AI 編）の「利用契約書」においては、次のような条項が置かれています（※一部を抜粋）。

（非独占）

第 3 条 甲は、乙以外の第三者に対して、本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルを用いたサービス（本学習済みモデルおよび追加学習済みモデルの複製物を当該第三者に提供するか否かを問わない）を提供することができる。

ウ 有利な条件設定

上記のようにスタートアップ企業が学習済みモデルを非独占的にリハビリ機器メーカー以外の企業にも提供できるとした場合、リハビリ機器メーカーのデータ等の提供による貢献にどのように報いるか、という問題が出てきます。

この点、モデル契約書（AI 編）の「利用契約書」では、同学習済みモデルをリハビリ機器メーカーに利用させる利用料を、一定期間、介護分野における最安値からさらに 10%引きにする、という案が示されています<sup>6</sup>。 より複雑な方法としては、同学習済みモデルから得られた売上の一部をリハビリ機器メーカーにも分配するという、いわゆるプロフィットシェアと呼ばれる方法もあります。

いずれにしても、両方で柔軟に協議し、Win-Winの関係になるような契約上の合意を行うことが重要です。

## 5 まとめ

AI 関連の技術は近年、急速に発展しており、今ではあらゆる企業が、事業活動上、何らかの形で AI と関わる可能性があります。そうした場合、契約書においても、AI の特性を考慮し、通常のシステム開発契約書やソフトウェア利用契約書などとは異なる定めを行う必要があります。モデル契約書（AI 編）はスタートアップ企業と事業会社のオープンイノベーションという局面を意識して作成されたものではありませんが、AI 特有の論点の解説などが含まれており、大変参考になりますので、ご関心のある方はぜひご一読ください。

当事務所では、AI に関わる契約等についてもサポートしておりますので、ご質問等ありましたらお気軽にご連絡ください。

<sup>6</sup> モデル契約（AI 編）利用契約書（逐条解説あり）・9 頁（[https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai\\_rivou\\_chikujouari.pdf](https://www.jpo.go.jp/support/general/open-innovation-portal/document/index/ai_rivou_chikujouari.pdf)）。

※ 許可なく転載することはお控え下さい。

※ このニュースレターは郵送から PDF ファイルでのメール配信に変更できます。PDF ファイルは、貴社内で転送・共有  
いただいで差し支えありません。電話またはメール(newsletter@umedasogo-law.jp)でお気軽にお申し出ください。

## COLUMN

コロナによる緊急事態宣言の継続、東京オリンピック開催が目下ニュースを賑わせていますが、世界に目を向けると、香港の自由主義、民主主義が風前の灯となっていることへ世の中の関心が薄れつつあるように感じられ、胸が締め付けられます。

我々法律家は、何よりもまず「表現の自由」や「手続保障」の重要性を普遍的な価値として学びました。意見の対立があっても自由な発言の機会が保障されてこそ議論が進んで正しい方向に進んでいけるし、何をしたら法に触れるか、そのためにはどのような手続が予定されているかが曖昧で不明確であれば、恐れて誰もが消極的になってしまうからです。

(日本は日本で「周りの目」という独特の価値観はありますが)声を上げるも上げないも自由、でも声を上げたいときには自由に発言ができるという環境は決して当たり前ではなく、社会の構成員としての国民1人1人が自覚的に守っていかないといけないんだなということをしみじみ感じています。

(弁護士 中村昭喜)

## 梅田総合法律事務所

大阪事務所 〒530-0003 大阪市北区堂島1丁目1番5号 ザイマックス梅田新道ビル12階

TEL : 06-6348-5566(代) FAX : 06-6348-5516

東京事務所 〒106-0032 東京都港区六本木6丁目8番28号 宮崎ビル3階

TEL : 03-6447-0979 FAX : 03-5410-1591

<https://www.umedasogo-law.jp>